

学校感染症による出席停止と対応について

新型コロナウイルス感染症の出席停止措置に関する事項は以下になります。

<新型コロナウイルス感染症>

■出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで(※発症日を0日目とします)

■濃厚接触者の取り扱い：濃厚接触者については特定されません

■留意事項：発症から10日を経過するまではマスク着用を推奨します

出席停止期間を短縮することは基本的に想定されません

*今後も適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット等、効果的な感染予防対策を工夫していきましょう。

学校保健安全法で定められた学校感染症(以下表)に罹患した場合も出席停止となっています。

新型コロナウイルス感染症や以下の感染症に罹患した場合は右記 forms へアクセスし、

必ず大学(保健学生相談室)へ報告してください。

出席停止期間中の講義に関しては、教育支援担当より教員に報告いたします。

Googleformsにて

ご連絡下さい



【学校感染症】

	感染症名	出席停止期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状(発熱、咽頭炎、結膜炎など)が消失後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157等)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎	病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
	*その他条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)	